

議員提出議案第2号

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月16日

提出者 7番 片岡 ちとせ 30番 木村 ひでこ
31番 中江 秀夫 32番 中村 しんご

葛飾区議会議長 梅沢 とよかず 殿

(提案理由)

区民の福祉向上を図るため、未就学児の被保険者の均等割額を免除するとともに、18歳までの均等割額の半額を減額する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区国民健康保険条例の一部を改正する条例

葛飾区国民健康保険条例（昭和34年葛飾区条例第13号）の一部を次のように改正する。

付則に次の2条を加える。

(令和8年度以降における未就学児に係る保険料の均等割額の免除の特例)

第11条 令和8年度以降における年度の初日の前日において、被保険者（世帯主と同一の世帯に属する未就学児である者に限り、納税義務者を除く。）に係る第14条の4に規定する被保険者均等割額及び第15条の10に規定する被保険者均等割額は、第15条の4（第2号に係る部分に限る。）、第15条の12（第2号に係る部分に限る。）、第19条の2及び第19条の4の規定にかかわらず、それぞれ0円とする。

(令和8年度以降における18歳未満に係る保険料の均等割額の減額の特例)

第12条 令和8年度以降における年度の初日の前日において、被保険者（世帯主と同一の世帯に属する18歳未満である者（未就学児を除く。）に限り、納税義務者を除く。）に係る第14条の4に規定する被保険者均等割額及び第15条の10に規定する被保険者均等割額は、第15条の4（第2号に係る部分に限る。）、第15条の12（第2号に係る部分に限る。）、第19条の2の規定にかかわらず、当該被保険者均等割額に2分の1を乗じて得た額とする。

付 則

この条例は、令和 8 年10月 1 日から施行する。